

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において販売員として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場において休憩のため、休憩室に向かおうとして、倉庫の左右対になっている両開きの左側の扉を押して倉庫内に入ろうとしたところ、反対側の扉が背中に当たり左側面を下にして転倒し（以下「本件災害」という。）、全身を床に強打したという。請求人は、同月〇日、D病院に受診し、「外傷性腰椎椎間板障害」等（以下「本件負傷」という。）と診断され、労働者災害補償保険により療養した。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E医院に受診し、「高血圧性網膜症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病と本件災害との間に相当因果関係が認められないことから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件疾病の発症は、本件災害が原因である旨主張するので、検討すると、次のとおりである。

ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の自訴及び高血圧の既往、眼底出血を含む高血圧眼底所見（KWⅢ）より、本件疾病と診断した旨を述べているところ、請求人の高血圧の原因については、「内科で他の疾患が考えられなければ、本態性高血圧と考えるべきと思います。」と述べている。この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで主病名①末梢神経障害疼痛、②重度の不眠、③更年期障害、④骨粗鬆症、⑤肥満症で治療中でした。血圧については、ストレス性の高血圧症か、かなり変動があり、持続的に投薬が必要だったことは、この間はありませんでした。むしろ、NSAID服用が長く続いていることが原因ではないかと考えておりました。初診時血圧130/94、130～180/80～110の幅で変動していました。特に処方として薬剤はだしていません。」と述べており、また、H医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、請求人の高血圧症の原因は不明であり、また、本件負傷の疼痛と高血圧症との因果関係についても、不明であると述べている。

イ 上記F医師、G医師及びH医師の見解に鑑みると、請求人には高血圧が認

められるものの、その原因は不明であるといわざるを得ないところ、改めて、上記医師の見解を含む一件記録を精査するも、請求人の本件疾病と本件災害との間に因果関係があるとする医学的根拠を確認することはできない。

したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(2) 請求人らは、I病院J医師作成の意見を根拠に、本件負傷に伴う疼痛によって、高血圧となり、本件疾病を発症した旨主張するものであるが、そもそも、請求人の訴える疼痛は、決定書理由に説示のとおり、本件災害によるものとは認められないところ、同医師の意見は単に可能性を述べたにすぎないものであり、請求人には既に本件負傷前から高血圧が認められる事実を踏まえると、同主張を採用することはできない。

(3) 請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。